

転入・転出された方へ

2月8日（日）に 第51回衆議院議員総選挙 が執行されますが、恵庭市に転入または恵庭市から転出されたあなたの選挙権についてお知らせします。

投票できる方は、平成**20**年**2**月**9**日に生まれた年齢18歳以上の日本国民で、いずれかの選挙人名簿に登録されていなければなりません。

登録されるためには、登録基準日（1月26日）からさかのぼり、3ヶ月以上の住民登録が必要となります。

- ①**10月26**日までに転入届出をした方は恵庭市に登録され、恵庭市で投票することになります。
- ②**10月27**日以降に転入届出をした方は、前住地で投票することになります。
- ③**10月8**日以降に恵庭市から転出し、その転出先で**10月26**日までに転入届出をした方は、転出先で投票することになります。
- ④**10月8**日以降に恵庭市から転出し、その転出先で**10月27**日以降に転入届出をした方は、恵庭市で投票することになります。

どの市区町村の選挙人名簿に登録されているか分からぬなど、ご不明な点がございましたら、選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、恵庭市の選挙人名簿に登録されている方の投票方法につきましては、恵庭市での期日前投票または投票日当日の投票、転出先の市区町村選挙管理委員会での不在者投票があります。

○期日前投票

場所	時間	期間
恵庭市役所第2庁舎	午前8時30分～午後8時	1月28日(水)～2月7日(土)
恵庭リサーチ・ビジネスパーク	午前9時～午後5時	2月1日(日)～2月7日(土)
島松市民センター		
フレレスポ恵み野	午前10時～午後8時	

○不在者投票 ※投票用紙等の請求が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【場 所】 恵庭市選挙管理委員会（恵庭市役所 2階 202会議室）

【時 間】 午前8時30分～午後8時